

誓 約 書

新発田市長

私が、この度利用を申請する短期滞在型施設「新縁」については、裏面に記載されている事項を遵守して利用し、定められた期限までに必ず明け渡すとともに、使用後は原状に復し、建物及び設備等を損傷または滅失したときは、市が定める額を賠償いたします。

年 月 日

氏名

(裏面)

(遵守事項)

利用者は、短期滞在型施設「新緑」を使用するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど本物件を善良に管理すること。
- (2) 本物件の鍵を紛失したときは、直ちに市へその旨を報告すること。
- (3) 本物件の鍵を複製しないこと。
- (4) 火気の取扱いに注意し、本物件内は禁煙とすること。
- (5) 冬期間にあつては、水道の凍結防止に配慮すること。
- (6) 本物件に備付けの設備・備品等及び食器類等を適切に取り扱うこと。
- (7) 本物件の敷地内の除草や除雪を適宜行い、本物件の敷地を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (8) ごみは、市の定めに従い処理すること。
- (9) 本物件の貸付期間が満了するときはあらかじめ本物件の清掃を行うとともに、当該貸付期間が満了したときは直ちに鍵を市に返却すること。
- (10) 第三者に対し、本物件若しくはその敷地を転貸し、若しくは使用させ、又は本物件の契約に基づく権利を譲渡しないこと。
- (11) 本物件の増築若しくは改築又は模様替えをしないこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(制限される行為)

利用者は、本物件及びその敷地内において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可した者以外の宿泊
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為
- (3) 事業又は営業
- (4) 興業、展示会その他これらに類する催し
- (5) 文書、図書その他印刷物の貼付又は配布
- (6) 政治活動又は宗教活動
- (7) 動物（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）による盲導犬、介助犬又は聴導犬を除く。）の飼育
- (8) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (9) 前各号に掲げるもののほか、使用にふさわしくない行為